

電気通信大学附属図書館図書の不用決定基準

昭和60年 4月 1日

改正

平成 7年 4月 1日

平成13年 1月 6日

平成16年 4月 1日

平成27年 7月29日

(趣旨)

第1条 電気通信大学附属図書館（以下「図書館」という。）が管理する図書について、国立大学法人電気通信大学図書管理細則第13条に基づき、不用の決定をしようとするときは、別に定めのある場合を除き、この基準によるものとする。

(不用決定)

第2条 図書の不用決定は、図書管理責任者の申請に基づき資産管理責任者が行う。

(基準)

第3条 図書管理責任者は、次の各号の一に該当する図書について、不用の決定の申請をすることができる。

- (1) 著しい破損、汚損若しくは部分的散逸等が生じたため、補修又は補填が不可能なもの及び補修又は補填に要する費用が当該図書の購入費より高価であると認めるもの
- (2) 内容が古く、利用価値がないと認めるもの。ただし、資料的価値を認めるものを除く。
- (3) 一時的な利用を目的として受け入れたもので、相当期間を経過し、その目的を達したもの
- (4) 一定期間内に多人数の利用を図るために受け入れた重複図書のうち、その目的を達し、利用価値を失った複本
- (5) 亡失したもの
- (6) その他図書館において、保存する価値を認めないもの

(館長裁定)

第4条 前条の規定により図書の不用決定の申請を行なうときは、あらかじめ次の各号の一に掲げる手続を経なければならない。

- (1) 前条第1号又は第5号に該当するものについては、図書館長の裁定
- (2) 前条第2号から第4号まで又は第6号に該当するものについては、関係教員の同意及び図書館委員会の議を経て、図書館長の裁定

(雑則)

第5条 この基準に定めるもののほか、不用決定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 1 3 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 7 年 7 月 2 9 日から施行する。